○北陸地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
燕市五千石字荒川三六四九番四から同市新興野一九七四番一〇まで	前	一四・七五～六六・〇〇メートル	一一・一二二キロメートル
	後	二三・三二～七二・五〇メートル	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十六号	燕市五千石字荒川三六四九番四から同市新興野一九六九番四まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
糸魚川市大字歌字九九番一から同市大字外波字岩之脇一八一番一〇まで	前	一一・四〇～二七・〇〇メートル	〇・九六一キロメートル
	後	一三・七〇～二七・〇〇メートル	〇・九六一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
糸魚川市大字能生字宮ノ上七五五〇番一三二から同市大字能生字屋敷七一九六番まで	前	一二・〇〇～三七・五〇メートル	〇・四一五キロメートル
	後	一四・五〇～四七・〇〇メートル	〇・四一五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○中部地方整備局告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日　中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　岐阜都市計画道路事業三・三・四一号長良糸貫線

三　事業施行期間　自平成二十六年三月三十一日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岐阜県岐阜市大字正木字垣内並びに大字折立字石場、字塚本及び字枇杷地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日　中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年中部地方整備局告示第四号豊田都市計画道路事業三・四・十五号水源橋線及び三・四・十八号豊田安城線

三　事業施行期間　自平成二十年一月十八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日　中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年中部地方整備局告示第五十八号東駿河湾広域都市計画道路事業三・二・二号池田柊線及び三・四・八号納米里本田町線

三　事業施行期間　自平成十五年三月二十四日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日　中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第二千四百七十二号志太広域都市計画道路事業三・三・一号志太東幹線

三　事業施行期間　自平成六年十二月二十六日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし